

第33回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年3月10日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 1時30分 会長宣言

出席委員(13人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
2番	見山 収	9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治	11番	一二三 八郎
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(0人)

職員及び関係者 局長 下垣 吉正  
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第2号議案	非農地証明の申請について
第3号議案	国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について
第4号議案	農用地利用集積計画(案)について
第5号議案	農用地利用配分計画(案)について
第6号議案	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第7号議案	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 1時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

2番委員 見山 収                      7番委員 谷口 一郎

局長： 皆さんこんにちは、若干時間の方が早い様ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、第33回の農業委員会総会を開催させていただきます。それでは松原会長、よろしくお祈いします。

会長： 改めまして、皆さんこんにちは。今週も雪が降ったりして、春が何時に成るのかなという感じ、毎日寒いですが、今日は寒い中、全員の出席を頂きました。ありがとうございます。今日は28年度の最後の総会、締め総会に成ろうかと思いますが、先月、農業委員会の特別研修が琴浦でありまして、行かれた方はお疲れ様でした。その中で、県下先駆けて新体制を作られました、日南町さんと日野町さんの経過とか、状況報告がございましたが、両町とも、農業委員、推進委員を選ばれたと言う感じがしました。既に推進委員さんと一緒になって、活躍をされているという事が、農業委員の農業新聞に載っていたと思うんですけども、江府町もご存じの様に、3月1日から今月いっぱい、募集を掛けて貰っている訳でございます。町報と一緒にシオリを配ったり、放送でも流して貰っている訳でございますけれども、10日ほど経ちましたけど、現時点では、まだ応募はない、と言う事でございます。若干の動きが有って、用紙を取りに来られた集落も有ると聞いています。何れにしましても、農業委員の方は町長任命ですから、行政の方にお任せするとしましても、推進委員は農業委員会が委嘱しなければならないという風に成っておりますので、まだ、日にちはあるんですけども、3月いっぱい締め切った後、たくさんの応募が有れば問題はない訳なんですけれども、仮に少なかった場合どうするかという話になりまして、次回の総会、4月でも良い事は良いんですけども、出来たら、今日の、この総会の議題が終わった後、その辺の話も時間を儲けたいと思っておりますので、よろしくお祈いを致します。以上でございます。

議長： 早速ですが、第33回総会を始めたいと思います。これより総会審議に入ります。本日の欠席はございません。13名全員参加でございますので、会議は成立します。まず議事録の署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事に異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： 議事録署名委員は2番の見山委員、7番の谷口委員をお願いをしたいと思います。なお本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。報告事項が1件あります。総会資料の2ページ目をご覧頂ければと思います。合意解約が7件出ております。中身につきましては、すべて〇〇〇〇さん絡みの案件でございます、この内、受付番号、2番、4番、5番、8番が、中間管理機構に、この後で、議案第5号の農用地利用配分計画にも出て来ますが、こちらの方で、〇〇〇

○さんに最終的には農地を作って頂くという形、耕作して頂くという事で、中間管理に出すという事で、2番、4番、5番、8番は、合意解約をされていらっしゃる。3番と、6番、7番なんですけれども、3番につきましては、こちらの方は、ご事情が有りまして、合意解約はされるんですけれども、○○○○さんの農地を違う方が耕作されるという手続きが、この後の議案第4号の農地利用集積計画の方で上がって来ます。受付番号、6、7番についてなんですけれども、○○○○さん、実は○○○○で、○○○○で入って来られたのですが、諸事情により、今現在は農地の方を縮小されて、○反○畝程、2筆のみ耕作されるような格好になるんですけれども、この度、一旦借りられた農地を返されるという事で、中間管理機構を通して農地を借り受けられましたので、○○○○さんと中間管理機構が合意解約をされて、更に預かっていた中間管理機構がもとの地権者の○○○○さんの方にお返しするという事で、6、7番、ワンセットでこのような合意解約が出ております。こちらの農地につきましては、引き続き○○○○さんの方がご自分で耕作されるという事でございます。この合意解約で出ている案件全て次の借り手と言いますか、耕作者がいるという様な案件でございます。報告事項につきましては、以上です。

議 長： 合意解約に付きまして、説明が有りましたが、これについてはよろしゅうございますか。

委 員： はい（全員）

議 長： では、議題に入りたいと思います。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 3ページ目、4ページ目をご覧頂ければと思います。農地法第5条第1項の規定による許可申請が出ております。こちらの方は前々回の総会で農振農用地からの除外申請と言う事で、次の議案第2号の非農地証明の申請の案件と合わせて、現在の農振農用地からの除外と言う事で、議案審議頂いた物でございまして、縦覧期間が終わっておりますので、もうじき農振が外れるという事でございますので、農地転用の方の申請の審議をお願いできればと言う案件です。内容につきましては、農振農用地の時に一応ご審議頂いておりますので、ご存じかと思うんですけれども、○○○の○○○○○さんの農地を○○○○○の○○の○○○○○の方が○○○○○の置き場と言う事で、農地転用と言う案件でございます。こちらの方は、4ページ目の方に写真等を載せておりますが、従前から○○○○○の、殆んど敷地内の様な農地でありまして、以前からこう言うお話があったそうですが、なかなか相続登記とかの問題が有って進んでいなかった様でございまして、この度正式にきちんと○○○○○さんの方に転用して、最終的には○○○に○○○○○と言う形も想定されていらっしゃるという風に聞いております。こちらにつきましては上です。



議長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。

8 番： 議長、良いですか。その他の項でも良いんですが、これと関連が有るかなと思って、これはこれで良いんですが、こういう所が、現地調査、何年かやって来ましたが、たくさんある訳です。この前の委員会でも言いましたけれども、特に今一番心配をしているというのが、農協なりの立場からいくと、〇〇が非常に危ういと、いう様な事も出ているので、これを1辺に始末するという事がなかなか出来ない、私も再生協の立場にいた時にも、その事はずっと言って来たんですけども、なかなか思う様に整備できていない、と言うのが実態で、私の責任はその面では果たされていなかった、と言う風に思っておりますけれども、何年か掛けてでも良いから、とはいっても、何時までも投げて置く訳にも行きませんから、30年には減反政策が無くなる訳ですが、と言う事を考えれば、この度、農業委員会も変わって行く、と言う様な事からすれば、承認なりなんなりは良いんですけども、例えば、過去10位まで遡って、それがどういう形で推移して来ているものなのか、実際には農地となっている所が、現実にはちょっと駄目ですねと、言う様な所もあろうし、或いは、水田と言う名目には成っているけれども、なかなかそこは作物は作れないと、こう言う事も有ろうかと思うんです。これを可能な限り、ちゃんと整理しておかないと、減反政策が無くなって、これからどうするのと言う事を考える時に、元の状況と言うか、全体の地域農業の把握が出来ていなくては、計画の立て様がない、仮に減反政策が無くなる、とは言っても、今の耕地を全部、自分勝手に作れば良い、という訳には成らない訳でして、当然、特産とかそういう方向に推移して行かなければならない、それには、国は国として、それなりの補助金なり、何なり、対応はしてくるんでしょうが、しかし、元に成る土地がどういう状況に成っているか分からなければ、その計画の立てようがない、その事を一番心配するもので、とはいっても、30年と言う事が決まっているからには、いくら遅くても、今年、来年の内には、何とかそれなりに、きちんと把握が出来る状況を作って、それには、どんな傾向が有るか、と、どういう傾向で推移して行くかと、言う様な事も含めて、それなりの、ある程度の、今後、少なくとも向う5年、3年の推移が想定できるという状況に成っていないと、計画の立て様がない。これ、どうするの、という話になってしまう。せっかく新しい農業委員さんなり、推進委員さんなりを選ぶのは良いけれども、選んでも計画の立て様がないと思うんです。

2 番： 前から言っているんですが、農振の見直しをしないと駄目だと、それをすれば分かるという事に成る。

8 番： 正確ではなくても、それなりの方向と言うか、推定が出来る状況にしておかなければ、どうにもならないと思います。

議長： 大変大きな問題であって、大きな課題でもあるんですけども、それなりに皆さんに

回ってもらって、実態把握は出来たと思うんです。進んでいる所は、地籍調査で確定して、外す所はどんどん外していきますので、それはそれですが、過去の経過は分かりませんが、実態は分かれたと思います。図面上でも明らかになったと思いますけど、今後の話は、再生協議会が有って、その下に、農業の未来を語る会も出来ていますし、具体的に少しずつ動きつつあるんですが、まさに大きな課題でも有ります。

8 番： 今言う様に、全国一斉ですから、平成30年は、ある意味、非常に熾烈な競争が起こってくると思います。全国的に見れば、その時に、まだこれから調査しますという立場は、100m競争のヨーイドン、で人が10m先を走ってから走る様な格好に成るので、その事を心配しているのです。予めそういう事は分かっているのだから、出来るだけ早い時期に、何時でもスタートが切れる、と言う状況を作っておく事、これは、我々の責任だと思っております。

議長： 農業委員会ばかりではなく、農林課も、農協も一緒になってやらないといけないので、まさに、おっしゃる様に、競争ですね。これに遅れない様に、体制を新しい今度の推進委員さんも含めて、頑張っていけないと思っております。議題を進めさせて頂きたいと思うんですが。続きまして、議案第3号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局、お願いします。

事務局： 8ページ目以降をご覧頂ければと思います。議案第3号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についてと言う事で、建設課の方から、農地であったものを農地以外の物にする事について、審議を求めると言う事に成っております。建設課の方から提出が有りましたのが、大字〇〇の〇〇〇と言う、平成27年度から28年度にかけて地籍調査が行われました、〇〇〇の用地、84筆が農地から農地以外に地目変更をと言う内容と、もう1つは、大字〇〇〇、平成27年度から28年度に、こちらの方も、小字の方がかなり沢山有るんですけども、資料8の方に記載しております小字を農地から農地以外へ、と言う物が34筆と言う申請と言いますか、地目認定について、提出が有っています。〇〇の方からですけども、9ページに実施区域の図が出ております。こちらの方が大字〇〇字〇〇〇で、赤で色が付けてあります地区を地籍調査されたと言う物でございます、この内の、農地から今回、議案として申請が当たっておりますのが、10ページ目に図面を付けておりますが、ちょっと分かりにくいんですけども、〇〇〇との〇〇、一番左端の方、〇〇〇の端と書いて有る角がちょうどこの10ページの黄色の角にあたるという風に見て頂ければ良いかなと思います。この黄色で色が塗ってあります箇所が農地から農地以外の物に、この度地目変更をと言う物でございます。詳しくは11ページから19ページまでが大字〇〇のこの度の物であります。84筆ありまして、すべた調査前の地区もが畑でございまして、それを、山林または原野と言った現況に地目変更と言う内容です。実際にこの農地は、農地パトロールでも既にB判定に長年なっている所です。航空写真で見ても、完全に森と言いますか、山の中に成っていま

す。まず、大字〇〇については、以上のような内容でございます。20ページ目以降が大字〇〇〇の内容です。〇〇〇は、実施区域が広くて、20ページの方に1、2、3と番号を符っておりますが、こちらが21ページ目以降の、1は1の箇所、22ページが2、23ページが3と言う箇所の、大まかな地図でございます。実際の変更の中身は24ページから27ページに付けておまして、こちらの方は調査前の地目が、田んぼと畑です。こちらの方が、山林、原野、あるいは公衆用道路に成っている様な物でございます。こちらの方も実際には、すべての農地が、農地パトロールではB判定となっております。こちらの方も長年、完全に山林と化している様な物でございます。この内、田んぼの〇〇〇さんと言う、24ページが一番下から、25ページの〇〇〇さん、この土地の所有者はもうお亡くなりになっていらっしゃるんですが、こちらの方は田となっているんですが、こちらの方は生産調整の、実績算入扱いと言う様な事には成っておりますが、こちらの方も、そちらの方から落とす様な予定にしております。以上です。

議長： 〇〇の〇〇〇と、〇〇〇の地籍の結果の説明が有りましたけれども、これも、〇〇〇は宇田川保委員と一緒に回りましたし、〇〇〇も見て回ったんですが、これはもう木です。木が全て山林に成っていて、だから勿論B判定でございますし、〇〇〇に付きまして、この間この分の積算が有りまして、皆さん承認と言う事で、印鑑を押しておりますので、これが正に農地台帳から落ちる所です、木の中に畑がある様な形に成っている物は落とすという事で。

8 番： 議長、ちょっといいですか、確認させて下さい。今話された、〇〇〇とか、他にもありますが、これは、現況では農地と言う位置づけに成っている訳ですね、この度農地をはずして欲しいと、全部そうですね、これは面積にしてどれくらいありますか。例えば、〇〇の〇〇〇でどれくらいあるか、ちょっとそこら辺が知りたいです。と言うのが、先程の発言とも関連しますが、仮にこれで認定したとしましょうか、さっき言った様に、今度の新しい委員さんや、町の農業を建て直す考え方に立つ会を、これは農地から外れてしまっている訳です、これで認定すれば、その時には、そこは全く対象外でしょう、そういう事になります。例えば、〇〇〇、ここにもう1回大豆とか、こう言う団地を作って、地域の有る意味での、特産とまではならないかもしれないけれども、品目に作ってくと言う様な計画は、ここで認定してしまえば、出来なくなってしまう。

議長： それは出来ませんね。

8 番： でしょう、それがどうなのかなと言う事を1つ思う訳です。そういう会が新しく発足して、委員会法も変わって、新しいメンバーが出来て、町全体としても、今後の地域農業をどういう風にやって行くか、と言う会合はこれからある訳ですから、その時点で外していても良い物でしょうか、と言う気がするんです。

6 番： もう40年も経った杉が生えている山です。人が入れるような所ではない。

8 番： ○○のジゲの上の方の畑とは違いますか。

6 番： ○○の際の方や、もう山です。

8 番： わかりました。○○のジゲの空の畑かと思って。

6 番： そこはまだ畑で残っています。

議 長： そういう事ですので、大きな木が生えておりますので、それでは、何か他にご意見が  
ございますか。

委 員： なし

議 長： 無い様でしたら、議案第3号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、  
賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。続きまして、議案第4号、農用地  
利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局、お願いします。

事務局： 議案第4号の農用地利用集積計画（案）と言う事で、総会資料の28ページ以降を見  
て頂ければと思います。この度、農地利用集積計画と言う事で、31件、58筆、8.  
7haほど、利用集積の計画案が出ております。内容につきましては、31ページ目以  
降をご覧頂ければと思います。31ページ目の、整理番号18番と言う所なんですけれ  
ども、こちらの方は佐藤委員の方から、ご指摘を頂きまして、○○○さん、実は申請を  
された後にお亡くなりになりまして、一旦取り下げて頂きましたんですが、この後、4  
2ページの、最後の方の整理番号で、○○さんの息子さんの方から、再申請をして、上  
げさせて頂いておりますので、この18番は、一先ず取り下げと言う事で、線を引かさ  
せて頂いております。今回は殆んどが新規でございまして、件数が沢山ありますので、  
掻い摘んで説明をさせて頂ければと思います。31ページの、19、20、21につ  
きましては、○○○様が同じ○○集落の○○さん、○○さんから農地を借りられるという  
内容でございます。無償であったり、1反あたり〇、○○〇円であったり、内容は変わ  
っておりますが、5年間と言う事で、水稻を主に作られるという事で申請されていら  
っしゃいます。32ページにつきましては、22、23は○○○でございまして、こちら  
の方は新規とは成っているんですが、実際には継続でございまして、更新の期限が終わ



ってから1カ月以上期間が有りましたので、その為新規扱いに成ってはおりますが、実際には従前どおり、〇〇さんとなっているんですが、これは、〇〇さんと言う方の田んぼなんですけれども、これを〇〇さんが作られる、同じく、元〇〇さんの田んぼなんですけれども、〇〇さんと言う娘さんの田んぼを、〇〇〇〇さんが引き続き継続して耕作されるという内容でございます。新規となっておりますが、実際には再設定でございます。次の、32ページの24から37ページ、こちらの方は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の方から、相対で貸し借りされている分と、相対で貸し借りをされている分は色々事情がっての様なんですけれども、もう一つは、33ページの27とかを見て頂きますと、同じ〇〇の方の農地が中間管理機構、担い手育成機構の方に貸付されるという内容と、2つ出て来ております。相対でされている分は、〇〇〇〇さんと地権者さんの事情が有っての様でございます、それ以外の農地は、先程、報告事項で報告させて貰いました、合意解約をした農地が、中間管理機構を通して、貸し付けに合ったり、この後の議案で出て来ます、農用地利用配分計画の方で、中間管理機構から、〇〇〇〇さんの方に貸し付ける内容の中身の物でございます。33ページに26番、これも〇〇の方同士、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと言う方が、〇〇の農地ではあるんですけれども、新規で貸し借りをされるという内容、35ページ、36ページは、担い手育成機構を通して、全て、〇〇〇〇さんに貸し借りされるという内容です。37ページの整理番号38番ですけれども、こちらの方は全くの新規で、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、今現在は〇〇〇にお住まいなんですけれども、こちらの農地を、〇〇〇〇さん、〇〇さんの農地の近くの方だそうなんですけれども、こちらの、〇〇さんが代わりに耕作をされたいという事で、申請が上がっております。38ページの39、40につきましては、〇〇の〇〇〇〇さんの農地を、それぞれ、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが耕作されるという内容です。39ページに入りまして、機構の方の貸付は全て〇〇の〇〇〇〇様の内容です。42、44、につきましては、〇〇〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇の集落の方の農地を代わりに耕作されるという内容でございます。水稲、野菜、そば、それぞれの農地によって作られる物は違いますが、1反当たり〇、〇〇〇円と言う設定で耕作をされる予定でございます。43につきましては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに付きましては、こちらは再設定と言う事で、引き続き5年間、耕作されたいと言う物です。40ページの45は、〇〇〇〇さんと〇〇さん、これも新規で耕作されるという内容です。40ページの46番、〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん、これも新規とは成って10年間とは成っているんですが、実際にはかなり以前から、〇〇〇〇さんの農地を〇〇さんが小作されているようで、実態としては、長年自己登記と言いますか、農地法を通さずにやれる位の耕作をされていたらしいんですけども、この度、〇〇〇〇さんは高齢なんですけども、自分がいる間は管理をするのだと言う事で、敢えて高齢なんですけれども、10年間貸し借りをと言う契約、無償でされたいという内容です。41ページをご覧頂ければと思います。47番、48番につきましては、〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地の貸し借りの内容でございます。これは全くの新規でございます、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の管理をされていたらしいです。ただ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に

も2種類の方がいらっしやいまして、町の職員の立場と町から委嘱を受けて、町の職員ではなく、ある程度活動が、自分の好きなようにできると言いますか、ミッションはあるんですけれども、そういう位置づけの2種類ありまして、〇〇さんは町の職員ではなく、〇〇〇〇〇〇〇〇を委嘱された方でございます。〇〇さんは、以前、〇〇の〇〇の方で既に3反、水稻を耕作されていらっしやったそうで、〇〇〇〇〇〇の管理をされて、将来的には自分の農地を増やして行きたい、と言う思いがおありの様でして、農地を探された入らっしやいました、ただ〇〇〇の方で、なかなか条件が合う農地が無い様でして、ここにいらっしやいます、中田委員さんや、谷口委員さんにお世話になりまして、〇〇の農地、田んぼを貸し借り出来ると言う話になりまして、耕作されると言う物でございます。契約内容は、〇〇で有ったり、現金〇、〇〇〇円だったり、若干地権者さんとの兼ね合いで違っておりますが、この5筆を、来年度は作りたいと言う物でございます。最後に、42ページの49番が最初に申しました、1回取り下げて頂きました、〇〇さんの〇〇さんと、〇〇〇さんの貸し借りでございます。たくさん件数が有りましたので、簡単に説明をさせて貰いましたが、利用集積計画の案については以上です。

議 長： ただ今、利用集積計画、利用権設定の説明をしてもらいましたけれども、非常に件数が多いんですけれども、それぞれの関係の委員さんにコメントを頂きたいんですが、最初は、佐藤委員。

8 番： 杉谷の件につきましては、事務局の方から報告が有った通りでして、何も問題ないです。非常に良い事だと思っております。貝田の件、何件かありますが、何れに付きましても、事務局の方からも有りましたが、1件、これはどうなのかな、と言う物が有りましたけれども、事務局に良く精査をして頂きましたら、問題が無いという様なお話を聞きましたので、私の方からは、この通りに認めて頂ければ、とい風に思っているところでございます。

議 長： 続きまして、22、23の下安井の関係は先程話がありました様に、更新でございます。全く問題はございません。〇〇〇〇さんの話が続いて、38番は小江尾、上前委員。

12番： 家はこちらに無いですが、若い人は〇〇に出て、隣の〇〇さんが作るという事だと思います。良いのではないのでしょうか。

議 長： はい、分かりました。小原は、谷口委員。

7 番： 小原ですが、〇〇さんが、前、貸してあげた人が、戻されまして、探したところ、〇〇さんが作るという事で、してもらいまして、認めて頂きたいと思っております。

議 長： はい。次、下蚊屋、一二三委員。

1 1 番： ○○○さん、皆さんご承知のように、○○の○○○さんですけれども、○○さんと言うのは、前の○○○○○のお孫さんで、○○の出ておられまして、今は、○○さんのお母さんが1人おられまして、よう作られませんので、○○さんが頑張っておられる様で、○○さんは他にも色々頑張って耕作をして頂いている様ですし、それから、○○○さんも上がっておりますけれども、○○○○さんも集積をして、今まだ勤めもしながら頑張っておられるので、皆さんにご承認を頂きたいという風に思います。

議 長： 6番、江尾は上前委員ですか、川上委員ですか。

1 2 番： 46番の○○さんから○○さんの件ですけれども、これは○○○○○○を上げて、○○○沿いに、○○橋の手前を右に曲がって、○○○と言う所、その田んぼを何年も前から作っておられて、10年と言う契約は、○○さんは今84歳か、本人がそう言われてるので認めてやってください。

議 長： 最後に、美用、谷口委員、何かございますか。

7 番： ○○さんが借りると言う事で、地権者と話をしました。○○さんが貸してくださいと言う事で、承認していただきたいと思います。

議 長： それぞれの地区の委員の方のコメントを頂きましたが、これに付きまして、何かございますか。

委 員： なし

議 長： 議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。賛成ですので、原案通り、承認いたします。続きまして、議案第5号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局よりお願いします。

事務局： 47ページ目以降をご覧頂ければと思います。農用地利用配分計画（案）と言う事で、1件なんですけど、これも沢山有りまして、29筆程、計画が上がって来ております。内容につきましては、49ページ目以降をご覧頂ければと思いますが、先程、報告事項で説明をさせて頂きました、合意解約でされました農地がこちらの方に上がって来ています。それから、先程の、議案第4号で審議頂きました、利用集積計画の方で、担い手育

成機構に預けると言った内容が、こちらから転貸されるという事で、こちらの方に農地が上がっております。農地の中身は、49ページ、50ページ、51ページに書いてあります。杉谷集落さんの方は、農業委員さんもお存じのとおり、杉谷、美用、宮市と、複数の集落を跨って農地を管理されていらっしゃる様で、この様に広範囲にこの度集積される計画でございます。地図の方は、こちらの方に付けておきまして、57ページに、見開きで、赤で色を塗ってある航空写真の図面が有りますけれども、赤で塗ってある箇所が、この度、利用配分計画で上がって来ている農地でございます。非常に点在しているんですけれども、既に6ha程は、以前の総会の方で審議いただきまして、6haは既に集積されておきまして、今回上がって来ているのが、約4ha弱です。合わせまして、農事組合法人かがやきさんは、最終的には、55ページに詳しく書いて有りますけれども、10ha耕作をされる、水稻が、8.8ha、蕎麦が、8反くらい、後は景観形成、ピーマンとかを作付けされる予定でございまして、最終的には10haを、杉谷、美用、宮市、そういった農地を借り受けられまして、耕作されるという予定でございます。先程の、〇〇〇〇さんも、農地は減らされたんですけれども、この杉谷のかがやきの中には会員として入っていらっしゃる様で、引き続き農業従事者として働かれると聞いております。それから、前後しますが、賃借料が〇,〇〇〇円と〇,〇〇〇円の違いが有るんですけれども、51ページを見て頂くと分るんですけれども、賃借料が〇,〇〇〇円と〇,〇〇〇円ありますのは、〇〇の〇〇〇さんは〇,〇〇〇円で契約、〇〇〇さんではない〇〇〇の方は〇,〇〇〇円で契約をされる、と言う様な、これは〇〇〇〇〇〇さんの方針でございまして、この様な賃借料の設定がされております。後、契約期間は、5年で有ったり、10年で有ったり、となっております。配分計画につきましては、以上です。

議長： かがやきさんの件でございますので、農用地利用集積計画、先程の話とリンクする訳でございますけれども、杉谷はモデル的と言うか、こういう形で、農事組合法人を作られたと言う事で、他の集落も見習わなければいけないと言う気はするんですけれども、これは、佐藤委員何かありますか。よろしゅうございますか。他に何かありますか。無い様でしたら、議案第5号の、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り、承認したいと思っております。続きまして、議案第6号となります、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題とします。事務局、お願いします。

事務局： 議案第6号の、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と言う事で、58ページ目以降をご覧頂ければと思います。こちらの方につきましては、毎年度、

それぞれ目標を掲げさせて頂きまして、昨年3月の総会でも、同じ様にご審議頂いたと思うんですが、その目標が、どのように達成されて、どうなったのかと言う物を、全国共通様式で、この様な形で纏める必要が有りまして、これを公表しなさいと言う風に、インターネットとか、ホームページとか、町報とか、そう言った物に公表しなさいと言う事に成っております。この議案第6号につきましては、28年度の点検・評価と言う事です。59ページ目以降をご覧くださいますと、59ページにつきましては、今現在、3月10日現在の概要です、こちらの方の数値につきましては、耕地面積で有ったり、経営耕地面積、農地台帳面積、それぞれ面積が違っているんですけども、これは、現況、農林業センサスを使った統計も者から引っ張り出したものでございます。後、農家戸数とか、経営数、農業委員さんの数とか、これは、ご覧頂ければ良いと思います。60ページが、実際に計画に対して、現状がどうだったかと言う内容でございます。まず、担い手への農地の集積・集約化と言う事で、管内農地面積が892ha、去年は901とかと言う数字が有りまして、この数字が非常に頭が痛いところでございまして、先程から議論が有りました通り、B判定に成っている農地とか、農地ではなくなっている農地も含めまして、まだこう言ったのが残っているという事でございまして、これの基に成っているのが、農振農用地の整備計画の農地面積がこうなっているので、一先ず表向き、こうなっているという事ですが、実際は、農地台帳の面積、770で有ったり、農林業センサスのデータで有ります、経営耕地面積473haが、おそらく最も近い物ではないかと思っておりますが、数字上、他の調査物と整合性を取る関係で、この様な数字が上がっております。これまでの集積面積、176haとなっております、これは今現在、利用集積、先程もご審議頂きました、現在利用権設定で農地が集積せれている、すべての農用地の面積が176haあると言う物でございます。これを単純に割り算しますと、19.7%と言う数字です。ここにも課題と書いて有りますが、年々、農用地の維持管理、担い手の集積の農地が点在していたり、条件不利地は、特に、耕作放棄地が増えているという様な状況でございまして、今後も、担い手等の意向調査とか、そういった事も農林産業課でやっておりますが、そういった事も、意向を踏まえて、農地の利用調整を図って行く必要があるのではないかと、言う様なことを記載しております。次の、28年度の集積目標を20haと、今年度計画しておりましたが、実際には、利用権設定の新規だけを単純に拾い出しますと、38haと言う数字が出まして、そうすると、目標がクリアしたという事に成っているんですが、実際には、昨年度の場合には、法人宮市さんに集積した分とか、20年ぶりに新たに出来た、法人かがやきさんに集積した分と言うのが有りますので、そう言った物が含まれが、こう言った大きな数字に成っているという事でございます。後、活動実績、活動に対する評価と言うのは、事務局の方で勝手に記載しているものでございまして、新たな集落法人が生産されたり、各農業委員さんの方でも、利用意向調査を通じて、農地の所有者の方から色々なお話を聞いたりして、その農地をどうしたいかと言う、取掛かりに成ったのではないかなど、そういった事から、誰かに貸そうとか、自分で作るわ、と言う様な話が進んだのではないかなどは思っております。江府町は、集落営農組織自体は7つ有るんですけど

も、まだまだこれからでございまして、今後も集落営農なり、何なり、新規での徹底的な話し合いが必要なので、そういった事を、今後もして行かないといけないのではと思っております。61ページにつきましては、新規参入の内容でございます。こちらの方は、1経営体と言う事で、先程の法人かがやきさん、ここは6haとしておりますけれども、議案が認められましたら、10haに成るかなと思っております。新規参入につきましては、1経営体、生田省二さんも実は新規就農と言う扱いには成るんですけども、こちらの方には入れておりません。62ページは、遊休農地に対する措置に関する評価と言う事で、遊休農地面積、一番上の方に書いて有りますけれども、7.1haと言う、これはA判定の農地でございます。再生可能な農地、この農地を農業委員会が何とかしないといけない農地でございます。昨年、一昨年前の20haよりは大幅に減らしました。只、内訳的には、AからBに移った農地、農地パトロールの中で、今年度は集落廻りですとか、そう言った農地は、なかなか、集落廻りの畑とか、1反以下の小さな農地などは、B判定か耕作中か、どちらかに判定して行きましょうという話でしたので、農業委員さんの調査の中で整理させて頂きましたら、結果的に7haまで落ちたという様な状況でございます。この7haが利用意向調査の対象であったり、今度どう利活用して行くかと言う話の議題に成る農地でございます。今年目標につきましては、解消面積が3haで、実際には10haとなっているんですけども、これは完全に数字上のマジック、解消したというよりは、パトロールの中身を精査した結果と言う風に見て頂ければ良いかなと思っております。こちらについては以上で、後、63ページ、64ページにつきましては、違反転用等は特にありませんでしたので、ゼロですし、それ以外、農地法3条の、許可事務の点検で有ったり、地域農業者からの意見、或いは、事務実施状況、総会の事由を公表しているとか、こう言った点検活動の評価、こう言ったのを公表しているかと言う内容でございます。こちらの方は、事務的な公表しているとかそう言った内容ですので、またご覧頂ければ良いかなと思います。これにつきましては以上です。

議長： 事務局の方から説明が有りましたが、全部共通の様式で公表されるという事で、若干数字の方にばらつきがあるので、気に成る所ではありますけれども、パトロールをして貰った結果の、整理のやり方で、遊休農地が20から7になったという事で、これに対する解消とか、意向調査も必要なんですけれども、20と7では凄く違いますので、整理の仕方であって良かったかなと言う気はしているんですが、これに付きまして、何かご意見はございますか。

13番： 1つだけ、遊休農地の面積はどうだったですかね、忘れてしまって、毎年推移しているんですか。

事務局： B判定は年々、昨年からも4ha増えてございまして、28haとか、凄い数字に年々増えて来ております。こちらは減ることはないです。最終的に、先程の地籍調査の様な

形か、農業委員会として非農地数値と言うのを、農振から外して、非農地にしてしまうと言う処理をしてしまわない限り、ずっと残ってしまうという、ただ再生不可能と言う、その辺り、佐藤委員が言われる様に整理が必要です。大きな課題であります。

8 番： 当面急がれるのは、ここに、892haですか、凄い数字が上がっている訳だが、正直な所、表面に出す、出さないは別にして、実態として、本当に農地として使える物がどれだけあるのかと言う事を、先ずここが基本だと思います。それが無ければ、さっきから言っている様に、計画なんて立てようがない、大よそでも良いから、事務局は、それなりの物を持っていないと、どうにもならないと思います。その中で、遊休農地はこれだけ、ありがたい事ですね、私は良いと思いますけれども、その基に成る物がどれだけあって、どういう事に成っているかが分からないのに、計画を立ててと言われても、立てようがないと思います。そこの所をなるべく早く精査しないといけないのではないかなと言う事なんです。

12番： 理解の仕方ですけれども、59ページの1番の農業の概要で、耕地面積と経営耕地面積、755と473とが有るんですけれども、実際田畑を作っているのは、473と言う様な見方で良いですか。

事務局： おそらくこれが実情に近いと。

12番： その中で遊休とかが削正しているという事は。

事務局： 473は、センサスの数字ですので、ここは耕作されていたらしゃると、見て頂いて結構だと思います。

12番： これが基本です。

8 番： ただこの中には、例えば、調整とか、今何も作っていないけれども、耕運だけして置いて有るとか、そう言ったのが入って来るので、私の大まかな見方ですけれども、500弱と言う風に思っています。そこら辺の所をはっきりしないと、さっきから言っていますが、なかなか計画がたないという事です。

12番： 落とす物は落として、身を軽くして、実際問題のこうだと言う物に近づけないといけません。実態を。

6 番： 実態は離れたものを作っておられる人がいます。ただそれも含めて、今の、農地パトロールが有るでしょう、その時に実際に守らないといけない農地を、江府町として守らないといけない農地を赤線を引いて、これだけはどうしても守ろうという所を決めて行か

ないと、もうバラバラです。良い農地は遊休で遊んでいるし、奥の方で作っている人、その人は辞でもこっちに出て作って貰う、と言うやり方をこれからやって行かないと。

8 番： それこそ、土地の集積に成るんです。ここはこういう団地で、と言うやり方をしないと。

6 番： 区切りを付けないと。何もいけなくなってしまう。そうすると、農地パトロールが楽だし、絶対に守らないといけない。後は、個人の山でも作るは、自分の田んぼだし、と言う人は別にいいとして、そういう事を、今後考えて行かないと。

8 番： その基本に成るのは、うるさい様ですけども、地域の農地は地域で守ると言う原則を、もっと徹底させないと、宇田川委員が言った様な事は出来ない。

1 2 番： 守ろうと言っても、高齢者に成って、守りようがない。

8 番： だから、どこが、どこら辺まで出来るか、と言う問題は1つあるけれど、さっきの、澤田さんではないけれども、向こう10年頑張るから、と言う人だっていない事は無いのだから、そういう人を、貴方辞めなさいという訳には成らないので、そういう事も含めて、基本的に、その地域の農地は地域で守るんだと、それによって今日まで何百年と地域が生きて来ている訳だから、それを大事にしないといけないと思うんです。

1 2 番： 理想と現実はかけ離れている。

6 番： 実際私も、一昨日、小江尾の公民館から奥に用事が有って、空場君と上がったんだけど、高速道路のトンネルの有る所、あそこから下を見たら、良い田んぼで、広いね、そういう作ってない所が沢山有る、せめてこれくらいは守らないと、思う様な所でも、荒れて来ているから。

1 2 番： 守れない、小江尾はもう高齢者しかいないので。

6 番： あれだけ日当たりの良い所で、考えないといけない。

8 番： 何らかの形で、集落で守れないとすれば、町に広げるとか、江府町と言う1つの単位がある訳だから、その範囲の中で、誰かがどうにかと言う格好で、考えて行かざるを得ない。その集落で出来なければ。

6 番： 始めて上がったけれども、良い道は自由に付いているし。



8 番： 圃場整備がしてあるし、大抵の部分は良いようになっている、圃場整備をした田んぼは、ところが、山の中にある田んぼはどうしようもない、誰がそこに行く道路を管理するという話で。

6 番： そこなんです、守らないといけない所と、そうで無い所をはっきりしないと、人数が減って、年寄を取って、今上前委員が言われる様に、もう作れない、と言う様な事が現実で、本当に良い田んぼです。

8 番： 本人さんには申し訳ないけれども、ある程度、事務局なら事務局で線引きを、せざるを得ないのではないかと思います。

2 番： それは水路は完全に良いですか。道はみんな整備するけれども、問題は水路が良い具合に成っていないと。

局 長： 水路は県の災害で直していますので。

1 2 番： それは一番長い、大満の下の方から小学校の上の方は、大満の下の方から取っているので大丈夫です。

6 番： ただ、あそこも、作る人がいないだけだから。たった3畝、5畝の田んぼを作っている人はそっちを作ればいい様な。

議 長： 先程もおっしゃられる様に、集落の事は集落で、と言う事が基本で、まさに、人・農地プランと言う事なんですけれども、農業新聞を切り抜いているんですけれども、日南町が載っておりますけれども、農業委員と推進委員が協力して、農家に聞き取りをして地図を作っていると、出来る所、出来ない所、そういう住み分けと言うか、出来ない所は辞めて、守る所は守ると、はっきりさせているんです。それを各集落で、そういう事をしないといけないのかなと、言う事だと思っただけなんですけれども、日南の場合は小学校単位で、7つですかブロックが有って、そこをきちんと守って行かれているみたいです。農家の聞き取り調査、個別訪問をしてやっておられるという、会長がしておられるんですけれども、そういう事を具体的にやって行かないと、どうにもならないかなと言う気はしています。推進委員さんが7月に決まりますが。

8 番： 様子見で、大体今まで来ているので、様子見と言っている間に、どんどん荒廃して行っているから。

議 長： 守るべき所はきちんと決めて、圃場整備をしてある所は、どうしてもやるんだと言う様な、考え方で。それを各集落で話し合って、徹底して行かないといけないと思います。

11番： すいません。59ページの上から2つ目の表が有りまして、その、経営数と言うのが有りますが、認定農業者数が5名に成っています、前5名でしたけれども、1人認定から降りられていて、4名では無かったかなと思いますが、何方さんか聞かせてもらえたら。私が知っているのは、下垣研一さん、下垣充さん、かわばたさんのブルーベリー、宮市法人さん、後は。

局長： 杉谷のかがやきさんです。

11番： 杉谷の。

局長： かがやきさんが、この間、認定を受けましたので。

11番： そうですか。わかりました。

議長： 他にございませんか。無い様でしたら、議案第6号、承認の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： 原案通り承認いたします。続きまして、議案第7号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を議題とします。29年、今年分ですね。事務局、お願いします。

事務局： 67ページ目以降をご覧頂ければと思います。67、68、69、70ページにつきましては、こちらの方も江府町の農業委員会さんの方で、毎年こう言った計画を文章で立てられておられまして、そちらの物を上げさせて頂いております。71ページ、72ページ、73ページが、先程28年度に対して、同じ様な形で、これも全国の共通様式が有りまして、同じ様に、同じ様式で計画を立てなさいと言いますか、で、公表してくださいと言う内容になっておられまして、71ページから73ページが、その様な内容でございます。67ページから説明をさせて頂ければと思いますが、こちらの基本方針等、そういった物は、今現在特に変更はさせて頂いてはおりませんが、こちらの基本方針等、そういった物は、今現在特に変更はさせて頂いてはおりませんが、若干文章を変えたのが、7月20日から新たな農業委員体制が始まりますので、実際には、そこでもう1度検討して頂く事になるのかなと言う事も有りまして、内容的には、昨年とほぼ同じ内容にさせて頂いております。若干付け加えさせて頂いたのが、68ページの、農業者との意見交換会の実施と言うのを、69ページの（9）と言う所に付け加えておりますが、これも既に今年度、JAさんとの座談会と言う形ではありましたが、各農業委員さんにも、あれもこの中の一環かなと思っておられまして、加えさせて頂きました。それ以外につきましては、70ページの方の最後の方に、昨年ま

では多面的支払い制度の推進となっていたんですが、こちらの方は、日本型直接支払制度の推進と言う風に、替えさせて頂きました。この日本型直接支払制度、中山間直接支払、多面的支払制度、ほぼ、全集落に近い集落が取り組まれていますけれども、まだ数集落、取り組まれている所がありますし、今広域化と言う、武庫が、大字武庫が1つの協定に成られたりした、と言う例もあるんですけれども、そういった動きも有りまして、この様な文言に替えさせて頂いております。それ以外の内容につきましては、今の所、皆さんのご意見を覗いながら、変更させて頂いて貰えと思いますが、大きくは替えておりません。71ページ目以降が、これが共通様式に基づく、これが先程、議案で審議して頂いた内容の、29年度版なんですけれども、71ページの方は、これは全く、3月現在と4月1日現在ですので、同じ数字と見て頂いて結構でございます。72ページですけれども、こちらの方が、今年度の目標と言いますか、担い手の農地の集積・集約化と言う事で、現状は、先程と全く一緒でございます。只、目標は20haと言う、29年度の目標は20haと言う様な設定にさせて頂きました。設定の考え方としましては、前年度の実績等を勘案して、概ね、恐らくこの程度ではないかと言うのを想定しております。その根拠は、大体、利用権設定で、新規で集積して行く部分と、新しい法人とかが出て来る影響も考慮しますと、これくらいかなと言う面積でございます。実際には、ここの活動計画にも書いておりますが、先程も皆さんから言われた通り、集落等で今後の農地の利活用や、担い手等の話し合いを、やはり、促進していく事が大事ではないかなと思ひまして、集落座談会や、そういった事に積極的に関わって、今後の農地を、どうやって行きましようか、という話し合いを、とにかく、集落単位、或いは、地域単位でしていただく事が、これに繋がって行くのではないのかなと思っております。この様な活動計画と言う、非常に抽象的な書き方ですけれども、記載させて頂いております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進と言う計画ですが、これも現状から言えば先程と同じなんです、29年度の目標、計画については、2経営体、参入目標面積と言うのは、挙げませんでした。こちらの方も、各地域で、江尾の方では法人化に向けた話や、或いは、他の集落でも、集落営農に向けた話し合いが、何集落か、すでに起きつつありまして、そういった方の、中々すぐには、法人と言うのは無理だとは思いますが、地域の話し合いを、より一層活性化するという事と、先程の、生田さんなんかも、将来的には、無農薬の農法で水稻を作りたいという希望が有るみたいで、どんどん面積を増やしたい、という風な希望が有るみたいでして、こちらの方も含めて2経営体と言う様な参入目標数を入れさせて頂いております。米のコンクールでも賞を取りました、芦立さんも、来年度は農業大学校で勉強をされて、それ以降本格的に、農地を本格的にやって行かれないという、ご意向がある様ですけれども、それらの方も含めて、2経営体にさせて頂いております。最後、73ページですけれども、遊休農地に対する措置と言う事でございまして、先程と現状は全く一緒なんですけれども、7haのA判定の農地をどうするか、解消面積は2haと小さ目に設定させて頂きました。この度、農地パトロールをさせて、私も実際に農地パトロールを農業委員会でさせて頂いたんですが、実際に地図に落とししてみまして、A判定のまとまった農地が有ったのが、栗尾の朽

谷と言う所と、笠原の下の方、田んぼが有って、畑地も有るんですけども、あの辺がA判定で、実は、結構纏まった農地が、200弱くらいありまして、栗尾につきましては、以前は、岡野農場さんが、今でも作られているんですけども、参入されたという経緯もありますし、下笠原の方もある程度纏まって遊休農地が出つつありまして、この辺りをどうするかが、課題かなと言う事で、実は、先般開きました、江府町の農業の未来を創る会と言う、江府町地域農業再生協議会が、なかなか会が大きすぎるので、ちょっとそれを小さくした、実動部隊みたいな形の会を立ち上げておりまして、その中でも、議題に挙げさせてもらいまして、担い手育成機構なり何か良い、まだ地域では話し合っていないので、それこそ、どうにかではないんですけども、そう言った話し合いも進めているところをございまして、この辺りが目標なのかと思ひまして、一応、2haと言う想定をさせて頂きました。後の農地につきましては点在しておりまして、虫食い状態でA判定が、地図に落としてみると本当に良く分かるんですけども、これを実際に担い手に貸すと言っても、なかなか難しいのではないかと、しかも殆んどが、畑地でございます。田んぼではなくて、なかなか難しいのではないかと、ただ、どうするかと言われると、この辺りは地域の方と話し合っただけ方策は、皆さんが議論された通りだと思いますので、一先ず目標は、小さ目に2haと言う風にさせて頂きました。後は農地パトロールの実施の内容を、計画ですので、今年度は新たな農業委員と農地利用最適化推進委員が増えますので、一体と成って、より詳細な調査、先程の日南町さんの例もありましたけれども、そういった事を、新しい体制とするのかと言うのも、1つの受動計画かも知れませんが、今後の検討課題ではないかと思ひますので、一先ずこのような計画を上げさせて頂いております。後、違反転用の適切な対応は、これは従前どおりと言う事で、見て頂ければ良いかなと思ひます。すいません、簡単ですが、以上です。

議長： 29年度の計画の案が示されましたけれど、これに付きまして、何かございますか。

13番： 1つだけ、70ページの農地基本台帳整備事業と言うのが有りますけれども、これは前からでして、去年の4月から、農地ナビを使った整備事業、ちょっと新しい言葉で表現された方が良いと思うんですけども。

事務局： すいません、これは、おっしゃるとおりでして、今年度の4月から、全国の農地公開情報システムと言うのが、フェイズ2と言うのが、2段階目になりまして、実は、ネット上で、国も、県も、担い手育成機構も、農地台帳の情報を全部ネット上に上げるという様な事業が、将来的には地図、図面ですね、そう言ったのも全て、国のシステムを通して使う様な流れに成っておりまして、おっしゃる通りこれは修正させて頂ければ、すいません。

議長： この分は修正を。

8 番： 別に修正とかではありませんが、基本方針で、2行目、施設栽培による野菜類等、多様な農業が営まれているが、と成っていますが、農産物の価格の低迷等によりと、ここで切れてしまっているけれども、特にここに畑の事が書いて有る、野菜類等の事が書いて有るでしょう、これ、一番問題になるのは鳥獣被害なんです、これに対しては、以前から、町の方も、鳥獣対策と言う事で、色々補助金も出したりとか、それなりの対策を講じてきている経過が有るから、そういう言葉を入れた方が良いのかなと、1つは思いました。検討してください。それともう1つ、それに関連して、と言っては何ですけれども、あっちこっちで、さっきも話が出ましたけれども、水路が維持、管理が出来ないとか、或いは、主に、畑地が今荒廃の一番対象に成っているとか、という話が出て来るんですが、これをどうするの、という話なんです、要は、結局なぜそうなるかと言うと、今言った様に、全く他の作物、例えば、イモ類を作ると、さつま芋、ジャガイモ、これは猪の毎晩の集会所ですから、そうすると、誰もが作らなくなる、豆を作っても駄目、ジャガイモ、さつま芋を作っても駄目、どうするかと言う事の中で、例えば、町内であれば1つは、こんにやくが出て来ている訳です。これは猪が余り構わない、逆に、鳥獣被害に対応できる作物は何か、と言う事を考えてみると、今言った、こんにやくも勿論そうでしょうが、今私が実験をしているのは、里芋です。里芋と言う品目は、黒ボクに誠に良く合っています。良く言えばあまり手が掛からない、労力の話が出ましたが、1年間に1辺、土寄せをしてやればそれで良い、機械で、管理機でも何でもいいので、肥し自体もそんなにやる必要が無い、殆んど大きな葉っぱから吸収しますから根には余り肥しがいらぬんです、そうすると、町内だけではなくて、大山領、伯耆町も含めて、あちこちの畑が物凄く空いている、昔、煙草を作っていた畑とか、そんなのを考えると、町内だけではなくて、大山領で、1つは、里芋の産地と言う物を、選択肢の一つに成らないだろうかと言う事なんです。昨年も作って見ました。ところが、個人的にやった物ですから、春先大風で苗をやられまして、里芋を植える時期を逸してしまいました。作柄から言えば、さほどの物は出来ませんでした、今年は何とか対応して見ようかと、畑の面積は大よそ2反ほどありますから、そこにやって見て、出来るだけ今言われる様に、管理が見易いという事は、畝と畝の間を広く植えて、時々トラクターで鋤けば良い訳だから、トラクターが通れるだけのスペースを空けて、植付をする訳です。そういう風な事でもやって、出来るだけ手間が掛からないで、農地を荒らさないで、それなりに、そこそこ、お小遣いに成ると、出来た物はアスパルに出すとか、道の駅に出すとか、今年は特に野菜類が、大雪でやられた物ですから、里芋だけではありませんが、人参とか、根物、これが物凄く売れているんです、今年の場合はたまたまですけど、そういう事を考えると、これも1つの今後の地域農業、まず農地を守って、地域の特産と言う事も1つの選択肢に、或いは、なるかもしれない、と言う事で今やっているという事でございます。

議 長： そしたら、この計画の文言の中で、地域農業の特産と言うか、特別栽培米で田んぼの

方はここに出ているんですけども、野菜関係が、鳥獣被害に合わないような作物とかを作ると言う様な文言にして、と言う事ですかね。

8 番： そういう風にしてとは言わないけれども、鳥獣被害も大きな荒廃の1つの要因になっているという事を言いたい。

議 長： 鳥獣被害の文言を入れておけばいいですか。

8 番： と思います。

議 長： 73ページの遊休農地の解消の2haの中に、畑が多いんですね。

8 番： 議長、後半部分は私の思いを言っただけですから、別にこれには関係ございません。

議 長： 具体的な話は、これから詰めて行かないといけないので、方針ですから、鳥獣被害もあるという理解をしておいて。

8 番： 鳥獣被害だけ入れておいて貰えたら。それで結構でございます。

議 長： さっきのB分類の中でも、7の中の、5haは畑ですから、畑の部分に入れておくと、言う事ですかね、畑の対策。

8 番： 畑地ですね、今まで水田しか頭になかったので、長い間、だけれども、畑地が荒廃して行っている事は事実ですから、これに対する対策も1つは考えておかないといけない、と言う事だろうと思います。

議 長： 畑の鳥獣被害に対しての対策みたいな事も、入れておくと言う事で良いでしょうか。基本方針の中で。

事務局： 修正させて頂きまして、来月の総会でもう1回見て頂くと言う事で。

12番： 1つだけ、69ページの(8)番の、農地潰廃に伴う被害防除の指導とは、これはどういう事を指すの。

事務局： 荒廃農地が増えると、虫の被害とか、さっき言われた、鳥獣被害を含めての事を言っているのかなと思います。

議 長： 適切な言葉に修正をして、次回の総会に諮りたいと思います。議案第7号、議論はあ

りましたけれども、よろしゅうございますか。

委員： はい

議長： これで議事は終了しましたので、その他に入りたいと思います。1番、江府町農地賃借料の情報について、説明をお願いします。

事務局： 資料1を別紙で付けております。江府町農地賃借料情報と言う事で、こちらの方も毎年、町報なり、ホームページで公表させて頂いております。今年も、年で集計をさせて頂きまして、28年の1月から12月までに提携されました、賃貸借における、賃借料の平均を出しております。田んぼが、それぞれの地区で、こう言った、平均、最高額、最低額、無償でされた件数、等挙げております。田んぼの全体がこういう数字と、畑の方もこの様な数字で挙げて有ります。見て頂きますと、田んぼで、最高額が神奈川地区で10,000円なのに、江府町全体で、なぜ8,000円なのかと言う、話になるんですけれども、平均の取り方が、単純な平均の取り方ではありませんで、外れ値と言いますか、異常値を除いた平均の取り方と言うのが有りまして、極端な貸し借りのデータが有ると平均の足を引っ張ると言う事が有りまして、1.7倍と、3掛けの平均の数値で網を掛けていまして、それでこういった事に成っております。パッと見たら、これは間違いではないかと思われるんですけれども、平均の取り方を取りますと、こういう形に成ると言う事で、ご理解が頂ければと思います。これは元々、恐らくですけれども、農業会議がこういう算定の仕方を全市町村共通でやりましようと言う事で、毎年こう言ったやり方に成っておりますので、単純平均は非常に簡単な話なんですけれども、それよりもこちらの方が、目安となるのではないかと思いますので、従前どおりさせて頂いております。2ページ目以降は、全ての賃借の情報の一覧を、毎月利用権設定で上げている、等の物でございます。物納につきましては、ここにも下の方に注釈をつけておりますが、30キロ当たり5,000円に換算して、算定させて頂いております。こちらの方は、農業委員の編集委員さんとの相談も必要なんですけれども、今回、確認頂ければ、来月号の町報で掲載させて頂ければと思っております。毎年掲載しておりまして、その様にさせて頂ければ、と思っております。これに付いては以上です。

議長： 賃借料の情報と言う事で、町報に毎年載せているという事なんですけど、混乱が起きない様に、分かりやすいようにしないといけないのですが、これは、1枚紙は全部載せるんですか。

事務局： はい、ほぼこの通りで掲載させて頂きます。1つは、前の、小作協議会、そう言った、小作料を決める様な所も、従前はあった様なんですけど、今はそう言ったのが無くて、農地の賃借料情報を農業委員会が公開する事に持って入ると言う風に成ってから、こういう、毎年の賃借料の公表をする様になりました。条例上で残っている部分もあるんです

が。

議 長： 利用権設定で、今まで推移した1年分のを、データー化して処理したという事ですね、物納30キロ、5,000円と言うのは、去年のコシヒカリの1等米の単価位ですか。

事務局： そうです。これを何円にするかによっても、大きく変わって来ますけれども、一先ずこのような算定の仕方をさせて貰っています。

議 長： 5,000円、去年は5,000円位ですかね。この件につきまして、何かご意見はありますか。長尾委員、何かありますか。

5 番： 良いと思います。

3 番： ございません、良く出来ていると思います。

議 長： 良く処理をしてもらっていると思います、データーを、ただ、町報に載せるという事ですので、ストレートに出してしまっても。

8 番： 町報にこれを出すの。

事務局： はい、毎年、こう言うのを公表しなければならないと言いますか、そういう風に成っております。農業委員会として。

8 番： 色々条件と言うか、個人的には色々ある訳で、ただこれだけで、賃借料がいくらと出る事が、中身からするとおかしいかな、と言う感じがしないではない。例えば、無償で借りております、但し、貴方の所の農作業をするのには、この前に出ている様に、各町の標準価格から言えば、もっと安くて、例えば、1反、5,000円良いと、言う様なやり方もある訳です。或いは、苗は私が作るからとか、そういう事が有るので、これだけが出て行く事は、ちょっと、1人歩きする様な感じがしないでもない、正直言って。

13 番： これに関して、実は、4、5年前の農業委員会に、農地の貸し借りの時に、出した方が良いのではないかと言う意見が出て、農地の貸し借りではなくて、契約をする時に、甲乙相互に話し合っ決めて決める事柄ですけれども、4、5年前に出まして、ちょっと出した方が良いのではないかと言う意見が出まして、結局こういう風に4、5年前から出す様な形を取った訳です。今回同じ様な形が出ている訳です、1つの目安として。

8 番： 貸し借りの中にはいろんな環境、条件がある訳です。ここだけ1人歩きするのも、どうか、という感じがして。



- 6 番： 無償で良いけれど、田んぼの管理の水路費やいろいろな物、出役はみんなして下さいよ、という条件も有るから。
- 5 番： 言われるのは、江府町全体の3分の1は無償でしょう、その事は対象外に成ってるので、それが現実に問題ないかと言われると、そっちの方を外すこと自体が、例外でないのではと言う事も有る。単純平均すれば、大分下がるでしょう。
- 6 番： 米子は逆に出していると、米子の人が言っていた、1万円出して、米子は出さないと、草刈とかシルバーに頼んだら、結構な金額に成るから。それが今の米子市の現状みたいです。

事務局： はい。もしあれでしたら、単純平均も簡単に出せますので、挙げておきましょうか、無償も含めて。

議 長： 参考値と言うか、目安の参考位な形で、全部出す、もっと纏めて、このくらいですよと言う様な形で。

事務局： 例えば、江府町全体だけで、やめましょうか。

議 長： 江府町全体でこれくらいですよと言う方が良いかもしれない。

事務局： 一応、この公表はしなければならないという位置づけに成っておりまして、賃借料情報の公表と言うのは。

議 長： 中身の表を、書き方は、あまり細かくではなくて、いろいろな要素が入るから、目安で。

事務局： 町報に出すのは、地区は辞めて、全体で出した方が良いという事で、田んぼと畑は分けても良いかもしれませぬ。

議 長： かなり幅も有るので、水田と畑の江府町全体を、上と下と出して、その中には、それ以外に無償も沢山有りますよという話で、参考にして下さい位な、フラットにした方が良いでしょうね。

事務局： わかりました、無償は入れておりませぬ。

13番： 甲乙相互で決めて下さいと言う風な事になります。

5 番： 情報公開だから良いのでは。

事務局： ただ、新規で貸し借りされる方も、たまに事務局に、特に米子の方が、いくらで貸し借りをしたらいいかと、問い合わせがあった時に、去年の情報をコピーして、こう言うのが有りますよ、と言うのは、させて貰った事が有ります。そういう時には役に立ちます。

8 番： 要は、借りる方が、遠慮をしない様に、これが障害に成ると駄目なので、これなら良い、と言って貰える様な形にするのが、一番良いと思います。これだけ労力もないので、持ってくれる者がいないと言う状況に成っているので、これが1人歩きしてしまうと、お金を出してまでは辞めたという事に成ってしまう。そういう事になり易いと。

議 長： どうでしょうか、これは義務付けられている、と言うか、出さないといけないとなれば、出し方を工夫するというか、混乱が起きない様に、あくまで参考ですよと言う事で。

5 番： それで良いのでは、決まった事だから、決める訳ではないから、決まった事を情報で出すだけだから、別に強制する事では無い。

議 長： 過去のデーターを参考にしてくださいと。今日は編集委員も有りますか。

6 番： これはこれで良いのでは、但し書きとしておけば、但し、内容の条件によっては、異なります。と書いておけば良いのでは。

議 長： 全部出すという事ですか、地区別に。

2 番： 全体のだけで良いのではないですか。

議 長： 全体位でどうでしょうか。田んぼと畑と。

6 番： 全体位で、但し書きを入れておけば良い。

議 長： 後程、編集委員の集まりも有りますので、そういうスタンスで検討して、と言う事にしましょう。次に行きたいと思います。こちらは、利用意向調査。

事務局： こちらは、資料はありませんが、前回の総会でも委員さんをお願いをさせて頂いているんですが、昨年度の農地パトロールで、新たにA判定に成った所につきましては、無い方もいらっしゃるんですけども、その方については、確認を、お願いが出来ればと思いますので、よろしくお願いいいたします。出来れば、3月末位までには、お願いでき

ればと思いますので、よろしくお願いいたします。これに付いては、以上です。

議長： 利用意向調査、新しく意向調査をしなければいけない所、今月中に、と言う事で、委員の皆さん、よろしくお願いいたします。続きまして、農業委員会の総会。

事務局： ここにも記載しています様に、4月10日、月曜日、9時半から、防災情報センターで、よろしいでしょうか。

議長： よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： 新年度、10日、9時半。次回農地相談会。

事務局： こちらの方も、3月28日火曜日を勝手に予定させて頂いていますが、担当が、一二三委員、上前委員、ですが、よろしいでしょうか。

12番： はい。

11番： はい。

議長： 一二三委員、上前委員、よろしくお願いいたします。

2委員： はい。

議長： 以上を持ちまして

局長： 良いですか。すいません、事務局の方から、皆様の方に状況の提供をさせて頂けたらと思います。先般、1月の生産調整の会では、お世話になりまして、当時の配分面積、約240haで、実際、皆様の方から出て来ました物が、299haで、昨年より、作付けの方が1ha増えました。それに伴いまして、米子の水田協の方から6haを頂いて、再配分の面積が、300haになりまして、約1ha位、余裕が有るという風な状況で、今日、各集落の転作委員さんの方には、その旨を連絡させて頂きまして、同時に、今まで皆様の方に形式上付けさせて頂いておりました、加工米、これを全部食糧米に切り替えるという様な、作業になりましたので、どうも、皆さん、ありがとうございました。

委員： ありがとうございました。（全員）

議長： 全部食糧米で良いと。

局長： 今日、転作委員さんの方には正式な文章は出させていただきます。昨年より、かなり減るんじゃないかと思ったんですが、昨年より1haほど作付けの方が増えましたので。

議長： 他に、何かございますか。よろしいですか。以上を持ちまして、第33回の農業委員会総会を終わりにしたいと思います。

一応、この総会は終わったという事で、先程挨拶の時に、申しました、推進委員さん、農地利用最適化推進委員さんの出し方、と言うのはおかしいんですけども、まだ締め切っていないんですけども、全く出なかった場合にはどうするかと、地域割りも有るんですけども、農業委員さんの方は、町長が任命されるんですけども、推進委員は我々が、委嘱しないとイケない訳です。我々の責任で、選ばなければいけないという事です。

8番： 松原君、推進委員さんの推薦要件と言う様な物は。

事務局： 今日の総会資料の、資料2を説明して無かったんですけども、資料2に募集要項を付けておきまして、資料2の5ページ目が、推進委員の推薦を受ける人、及び応募をする人の資格と言うのが、5ページ目の下の方に有りまして、有るのが、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方、と言うだけです。これは、法律上と言いますか、それだけです。農業委員さんの場合は、認定農業者が、どうか、色々有るんですけども、農地利用最適化推進委員にはそういった物はありません。

2番： 農業委員さんが決まらないと、顔ぶれを見ないとわからないのでは。

12番： 同じ集落から、2人、農業委員と推進委員と、と言うのはちょっと、おかしな関係に成る。

議長： 地域のバランスを取らないとイケないので、今の13名は、きちんとバランスが取れているんです。

12番： 率直に言えば、今の農業委員が皆手を挙げる、そうすると、その地域でない5人を割り振りすると言う事に成。単純に言えば、まだ農業委員は分からない。大方、従任すると思うけれども。

6番： 要するに、新しい農業委員が決める訳でしょう。今の農業委員が次の推進委員を決めるの。

7 番： 今の農業委員が推進委員を決めないと間に合わないのでは。

6 番： 今の農業委員が決めるのか。

事務局： 最終的に委嘱するのは、新しい農業委員会が出来てからなんですけれども、それまでに、選考しておかなければなりません。

1 2 番： 結果的にはバランスを取った形に成らないといけない。

1 3 番： 現農業委員が有る程度、最適化推進委員と言う者の役目と言いますか、大よそ分っているはずですから、この割り当ての中で、例えば、JAの方とか、農家の町からのOBの方とか、中間管理機構を通した調整役が主になる訳ですから、現農業委員がその辺で、地区の中で働きかけて、そういう人を探して、お願いする以外にはないでしょうか。

6 番： 手を挙げて出る人はいないと思う。

1 3 番： それでも、そういう形を取らないと、格好がつかないのでは。

議長： 農業委員が決まって、地区のバランスを取る為に、推進委員さんを決めて。3月31日まで待って、どれだけ出るかは分かりませんが、ちょっと動きが有って、今3集落位来ているんですけども、それは、今までの、選挙体質の時に、実行組合長会議で、上手くバランスを取っておられました。その名残で、今まで通りやろうという集落が有って、既に次はこの部落だと、候補に成っている所は、候補で出す様な動きが有るみたいで、新しい委員さんが出られるという事では無かと思うんですが。3月31日、締め切った時、どれくらい、農業委員さんが出られて、推進委員さんが出られるか、と言う事なんですけれども。なかなか、そういう働きかけが無いと、自分から手を挙げる人は、なかなか、おられないのではないかと言う気もするんですが、ふたを開けてみないと分からないので、4月でも良いのではないかと言う議論もあるんですけども、出なかった場合どうするかと言う事も、有る程度考えておかないと、今地区割りが有りますけど、今の地区割りの中の、今現在の農業委員さんの中で、推進委員さんを指名して、1本釣りでは無いんですけども、根回をする、と言う事をしないと、推進委員さんは上がって来るんですかね。

1 3 番： そこです、やはり、現農業委員が地区割りの中で、アタックをしないと、お願いする以外にないでしょう。他に方法はないと思います。今までは、農事組合とか、そういう方が中心になってされていた訳ですけども、それとはちょっと事が違う訳ですから、最適化推進委員の意味を知っている人は、現農業委員ですから、その人が中心になって

しないと、出て来ないのではないですか。

12番： その人が、推進委員ではなくて、農業委員の適任者であるかもわからない、そこら辺が難しい。農業委員の適任者は、私を外して、皆適任者だと思っています。3月31日の申し込みで無かったら、次の手を考えるんでしょう。町は。

事務局： 一応、延長をする。

12番： で、調整の作業に掛かる訳だ、今度は、具体的に。

9番： 次の総会でしましょう。

2番： そうしましょう、顔ぶれを見てみないと。

9番： 揃っていればそれで良いし。

議長： 皆さん出られたら、その中で選んでもらって。

9番： 今から、我々が突く訳にはいかないと思う。どんどん出て来るかも分からないし。

11番： 顔ぶれも分からないし。

議長： 3月で1回締め切って、様子を見て、どうするかと言う事を考えたいと思います。実行組合長会議も4月に新しくあると思いますので、今までどおりのやり方でやるのであれば、そこに委ねるというやり方も出来ると、何分わからない所が多いので、ただ選ばなければいけないのも事実で、町の方も大変かなと、女性も選ばないといけない、中立の人も選ばないといけない、ものすごく大変だと思います。では、次回送りと言う事で、状況を見て。以上で終わりたいと思います。

平成 年 月 日

署名委員 2番委員

署名委員 7番委員